

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 株式会社 **京都銀行**  
取締役頭取 高崎秀夫

## 第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

**当行本店7階ホール**

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第112期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
2. 第112期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |            |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件  |



# 第112期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

#### 金融経済環境

当期のわが国経済は、消費税増税の反動が予想以上に長引きましたが、期後半からは、追加金融緩和などによる円安・株高の一段の進行や、増税の影響一巡とともに、緩やかな回復基調を辿りました。この間、住宅投資や設備投資は力強さを欠き横ばい圏で推移した一方で、雇用情勢は良好な水準を維持し、企業においては輸出の持ち直しを背景とした生産活動の緩やかな上昇とともに、大手企業を中心に業績が改善に向かいました。こうした中、財政健全化や海外経済減速など、課題や懸念材料が残るものの、原油安や賃上げ効果の波及による個人消費の本格回復や設備投資の持ち直しを通じた、内需主導による自律的回復への期待の高まりとともに期を終えることとなりました。

#### 事業の経過及び成果

このような環境のもと、当行は、第5次中期経営計画「ビジョン75 いい銀行づくり」（平成26年度～28年度）に基づき、新たな経営ビジョン「広域型地方銀行・第2ステージ」のもと、計画に掲げる営業戦略、人材戦略、業務改革戦略に沿った諸施策を推進した結果、第112期の決算は次のとおりとなりました。

#### 預金および譲渡性預金

預金につきましては、個人預金および法人預金が堅調に増加しましたが、公金預金の減少や譲渡性預金への預け替えなどによって期中159億円減少して、6兆2,832億円となり

ました。一方、譲渡性預金につきましては、期中2,335億円増加して、期末残高は9,189億円となりました。この結果、預金および譲渡性預金の合計では、期中2,176億円増加して、期末残高は7兆2,021億円となりました。

### 貸出金

企業向け貸出が資金需要への積極的な対応で増加したのに加え、住宅ローンを中心とした個人向け貸出も堅調に増加したため、全体では期中1,315億円増加して、期末残高は4兆3,548億円となりました。

### 有価証券

金利や株価、為替などの市場動向に注視しながら機動的かつ効率的な運用に努めました結果、国債などが減少したことを主因に283億円減少して、期末残高は3兆1,651億円となりました。なお、このうち時価会計に伴う評価差額（含み益）は、株式相場の上昇などから期中1,857億円増加して、当期末現在で4,815億円となっております。

### 損益状況

当期も厳しい収益環境が続く中であって、当行は、資産の効率的な運用・調達、および経営全般の効率化・合理化に鋭意努めるとともに、資産内容の健全性向上の観点から、厳格な資産の自己査定による償却・引当等に積極的に対応いたしました結果、経常利益は、前年度比71億22百万円増加して335億33百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比43億11百万円増加して204億6百万円となり、堅調な利益水準を確保することができました。

広域型地方銀行を標榜する当行は、「営業拠点・営業戦力の拡充・配置」を展開した第1ステージから舞台を移し、第2ステージでは「磐石な顧客基盤の確立による収益力強靱化と持続的成長」をめざして、店舗ネットワークの拡充、諸施策の推進、商品・サービス開発などについて、次のとおり取り組みました。

## 店舗・店舗外 ATM

本年3月には、桂川支店(京都府向日市)を設置し、大規模な開発が進む桂川エリアで、お客さまとの取引深耕を進めております。同支店には、土曜日と日曜日に営業する桂川住宅ローンプラザも設置し、お客さまのご相談にスピーディーかつきめ細やかに対応しております。

一方、昨年6月には、西七条支店(京都市下京区)を新築移転したほか、同年12月には、くずは支店(大阪府枚方市)を新築移転し、土曜日もご利用いただける全自動貸金庫を設置するなど店舗機能を一層拡充いたしました。

また、同年7月には、お客さまのニーズにお応えして、南草津支店(滋賀県草津市)に土曜日と日曜日に営業する南草津住宅ローンプラザを開設し、住宅の新規購入や建て替え、リフォームのご相談に対応しております。

このように当行は、広域型地方銀行としての成長戦略実現をめざして、店舗ネットワークの拡充や店舗機能の強化を図りました結果、当期末現在の当行の店舗数は168か店、店舗外 ATM(現金自動設備)の設置箇所数は315か所となりました。

## 法人部門

企業向け、とりわけ中小企業向け融資の取り組みにつきましては、様々な手法による拡大強化を図り、また、お取引先の多様なニーズにお応えするなど、地域経済の活性化に向けたサポートへの取り組みを積極的に推進いたしました。

企業のライフステージに応じた取り組みとして、昨年5月には「きょうと農林漁業成長支援ファンド」を株式会社農林漁業成長産業化支援機構等と共同で設立し、農林漁業の6次産業化などを支援しております。一方、本年2月には、日本ベンチャーキャピタル株式会社が設立した「けいはんな ATR ファンド」に出資し、株式会社国際電気通信基礎技術研究所(略称:ATR)が有する技術シーズを事業化するベンチャー企業の育成を支援しております。

また、昨年8月には、担保不要の事業者向け融資「京銀ビジネスローン アドバンス ONE」の取り扱いを開始し、お取引先企業に新たな資金調達のを広げました。

さらに、同年4月には、営業支援部内に地域活性化室を新設し、産官学の連携を一層強

化して、成長産業支援・新産業創出など地域経済の活性化に取り組んでいるほか、本年3月には、当行を含む7金融機関が主体となり、都道府県の枠組みを超えた中小企業支援ネットワーク「北近畿中小企業支援連絡会議」を創設し、企業再生の取り組みを強化しております。

一方、中国や東南アジア各国に関する情報提供、進出相談などお取引先のサポート体制強化にも積極的に努めており、昨年8月には、ベトナム大手銀行のエグジティブバンクと業務提携を行い、ベトナム経済・投資環境情報の提供や現地金融サポートなど、お取引先のベトナムビジネスの支援体制を拡充いたしました。

## 個人部門

個人のお取引先に対する取り組みといたしましては、引き続き住宅ローンの増量拡大を図るとともに、お客さまの資産運用業務の強化を図るため、投資信託や保険などの取り扱い商品を随時拡大して、品揃えの一層の充実を図っております。

また、店舗に設置したカード発行機でICキャッシュカードを発行し、その場でお客さまにお渡しする「ICキャッシュカードの店頭即時発行」の取り扱いを昨年5月に開始し、以降対象店を順次拡大し利便性の向上に努めてまいりました。

一方、同年4月には、担保・保証人ともに不要の「京銀カードローン<sup>ワイド</sup>」の取り扱いを開始したほか、本年2月には、「京銀教育ローン」ならびに「京銀マイカーローン」のお借入限度額を500万円から1,000万円に引き上げるなど、個人のお客さまの資金ニーズに幅広く対応いたしました。

さらに、高齢化社会への対応の一つとして、シニア層などへのコンサルティング機能を強化するため、昨年6月には、個人営業部内に資産活用コンサルティング室を新設し、預かり資産、相続、事業承継などのコンサルティング業務を一元的に行う体制を構築しております。

なお、「少額投資非課税制度」(NISA)のご活用について、引き続きお客さまに積極的にご案内しております。

## 社会貢献活動など CSR の取り組み

昨年11月には、新研修施設「京都銀行 金融大学校 桂川キャンパス」敷地内において「京銀まなびの森」植樹祭を開催し、約300本の苗木を植樹いたしました。これまで手掛けてきた「京銀ふるさとの森」（京都市西京区の嵐山研修会館敷地内）での育成活動や、「京銀ふれあいの森」（京都市北区の本山国有林内）での整備活動とあわせて、環境保全活動になお一層積極的に取り組んでまいります。

また、昭和57年から展開してまいりました「I Love Kyoto キャンペーン」に加えて、平成25年3月から、滋賀県内の自然景観や伝統文化をポスターで紹介する「I Love Shiga キャンペーン」を開始し、当行店舗や商業施設などで掲示することによって滋賀県をPRし、観光客誘致など地域貢献への一助となることを期待しております。

一方、昨年8月の豪雨被害に遭われたお客さまを支援するため、法人および個人事業主のお客さまには「災害復旧特別融資」の取り扱いを開始し、個人のお客さまには「京銀住宅リフォームローン」をはじめとする各種ローンの特別対応に取り組んでおりますほか、災害により紛失された通帳・証書・キャッシュカードの無料での再発行などにも対応しております。なお、被害に遭われた方の災害復旧に役立てていただくために、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用が決定された福知山市に対して200万円を、京都市に対して30万円を、それぞれ災害見舞金として贈呈いたしました。

このほかにも、地元スポーツチームのサポートや地元大学での寄附講義開講など様々な取り組みの一段の強化を図り、地域社会への貢献活動、社会的責任活動にも積極的に取り組んでおります。

## 当行グループの事業活動について

当行グループは、当行および連結子会社7社で構成され、烏丸商事株式会社（不動産管理・賃貸業務等）、京銀ビジネスサービス株式会社（事務代行業務）、京都信用保証サービス株式会社（信用保証業務）、京銀リース・キャピタル株式会社（リース業務、投資業務）、京都クレジットサービス株式会社（クレジットカード業務）、京銀カードサービス株式会社（クレジットカード業務）、株式会社京都総合経済研究所（経済調査・研究業務、経営相談業務）の各社が、当行とともにそれぞれ地域に密着した事業活動を推進いたしております。

なお、当期における当グループの営業の成果は、連結経常利益で362億77百万円、連結当期純利益で212億76百万円となりました。

## 当行の対処すべき課題

わが国は、生産年齢人口の減少や企業のグローバル展開の進行などとともに、中長期的な潜在経済成長率の低下が懸念され、国内産業の活性化や新産業の創出が大きな課題となっており、地域金融機関には、企業の生産性向上やイノベーションあるいは新事業のスタートアップを金融面でサポートするなど、地域経済の活性化を後押しし、地方創生に資する取り組みが強く求められております。

また、地域金融機関を取り巻く競争環境は、社会経済構造の変化などに伴い激化の一途を辿り、個人・法人ともにお取引先とのなお一層強固なリレーションシップの構築が何よりも重要となっております。

こうした中であって、当行は、昨年4月にスタートさせた第5次中期経営計画「ビジョン75 いい銀行づくり」では、顧客基盤、収益力、財務力、さらには企業価値を高め、地域のメインバンクとして、地域とお客さまに選ばれる銀行づくりを強力に推進しております。そして、お客さまのニーズを捉えた金融商品・サービスの拡充はもとより、ビジネスマッチングやM&A（企業の合併・買収）など事業サポートにも引き続き積極的に取り組み、京都府内預貸金シェア30%の早期達成、さらに預金量10兆円銀行への挑戦など、なお一層の成長をめざしてまいります。

と同時に、「地域社会の繁栄に奉仕する」という当行の経営理念のもと、これまで培ってきたノウハウや知見を最大限に発揮して企業の育成・成長支援に取り組み、生活インフラとしての安心で利便性の高い金融サービスを提供するなど、地域とともに歩み、地域とともに成長する金融機関をめざした経営を実践してまいります。

加えて、法令および企業倫理の遵守を徹底するとともに、反社会的勢力に対する断固たる対応など、コンプライアンスに対する全役職員の意識啓発にも、なお一層積極的に取り組んでまいります。

なにとぞ、株主のみなさまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
預 金	58,702	60,915	62,991	62,832
定期性預金	26,026	26,392	26,583	25,135
その他	32,675	34,522	36,408	37,696
社 債	150	150	150	—
新株予約権付社債	299	299	—	—
貸 出 金	40,658	41,264	42,232	43,548
個人向け	12,882	13,052	13,498	13,590
中小企業向け	16,418	16,261	16,557	16,993
その他	11,358	11,950	12,176	12,964
商 品 有 価 証 券	52	15	1	1
有 価 証 券	28,663	30,317	31,935	31,651
国 債	12,007	10,715	11,955	11,182
その他	16,655	19,602	19,979	20,469
総 資 産	73,470	76,158	78,807	82,428
内 国 為 替 取 扱 高	327,923	337,834	371,007	387,215
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 13,418	百万ドル 12,925	百万ドル 10,640	百万ドル 9,675
経 常 利 益	百万円 25,599	百万円 24,783	百万円 26,411	百万円 33,533
当 期 純 利 益	百万円 15,422	百万円 14,449	百万円 16,095	百万円 20,406
1株当たりの当期純利益	円 銭 40.81	円 銭 38.23	円 銭 42.59	円 銭 54.00

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
連 結 経 常 収 益	1,163	1,120	1,058	1,149
連 結 経 常 利 益	282	280	286	362
連 結 当 期 純 利 益	155	175	167	212
連 結 純 資 産 額	4,289	4,630	5,456	6,958
連 結 総 資 産	73,593	76,268	78,938	82,553

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 平成24年度の連結当期純利益には連結子会社の普通株式の一部を追加取得したことによる負ののれん発生益29億円が含まれております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,370人	3,361人
平 均 年 齢	36 年 5 月	36 年 1 月
平 均 勤 続 年 数	12 年 0 月	11 年 8 月
平 均 給 与 月 額	370千円	368千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
京 都 府	111店 <sup>うち出張所</sup> ( 5 )	110店 <sup>うち出張所</sup> ( 5 )
大 阪 府	28 ( - )	28 ( - )
滋 賀 県	12 ( - )	12 ( - )
奈 良 県	7 ( - )	7 ( - )
兵 庫 県	8 ( - )	8 ( - )
愛 知 県	1 ( - )	1 ( - )
東 京 都	1 ( - )	1 ( - )
合 計	168 ( 5 )	167 ( 5 )

- (注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を315か所（前年度末310か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を19,355か所（前年度末17,866か所）それぞれ設置しております。

□. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
桂 川 支 店	京都府向日市寺戸町八ノ坪117番地の2

(注) 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

[店舗外現金自動設備の新設]

任天堂開発棟出張所	(京都市南区)
イオンモール京都桂川出張所	(京都市南区)
MOMOテラス出張所	(京都市伏見区)
京阪樟葉駅出張所	(大阪府枚方市)
カインズモール高槻出張所	(大阪府高槻市)
立命館大学大阪いばらき出張所	(大阪府茨木市)
J R 膳所駅前出張所	(滋賀県大津市)
モンデグール長浜出張所	(滋賀県長浜市)

[店舗外現金自動設備の廃止]

近鉄百貨店桃山店出張所	(京都市伏見区)
コープ東宇治出張所	(京都府宇治市)
宇治黄檗病院出張所	(京都府宇治市)

また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備は1,489か所増加いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,269
---------------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新設、移転（3か店）	1,198

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。  
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
烏丸商事株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	不動産管理・賃貸業務、 当行役職員への商品等 あっ旋業務	昭和33年 10月1日	百万円 10	% 100.00	—
京銀ビジネス株式会社	京都市南区上烏羽南塔ノ本町25番地	事務代行業務	昭和58年 7月1日	百万円 10	% 100.00	—
京都信用保証株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	信用保証業務	昭和54年 10月18日	百万円 30	% 49.00 ( — )	(注) 4
京銀リース・キャピタル株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	リース業務、投資業務	昭和60年 6月10日	百万円 100	% 89.09 (66.66)	(注) 4
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	昭和57年 11月15日	百万円 50	% 92.10 (62.10)	(注) 4
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	平成元年 9月18日	百万円 50	% 80.00 (55.00)	(注) 4
株式会社京都総合経済研究所	京都市下京区烏丸通松原上る葉師前町700番地	経済調査・研究業務、 経営相談業務	昭和62年 4月1日	百万円 30	% 100.00 (78.33)	(注) 4

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、子法人等による間接所有の割合(内書き)であります。  
4. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	そ の 他
柏 原 康 夫	取締役会長（代表取締役）		
高 崎 秀 夫	取締役頭取（代表取締役）		
中 村 久 義	専務取締役（代表取締役） 営業部門統括（営業支援部）・営業統轄部・個人営業部担当		
西 良 夫	専務取締役（代表取締役） 業務管理部門統括（コンプライアンス統轄部）・リスク統轄部・事務部・事務センター・システム部担当		
豊 部 克 之	常務取締役 総合企画部・広報部・証券国際部・海外駐在員事務所担当		
小 林 正 幸	常務取締役 公務部・市場金融部・東京事務所担当		
井野口 順 治	常務取締役 審査部門統括（融資審査部）・総務部担当		
土 井 伸 宏	常務取締役 秘書室・人事部・金融大学校・監査部担当		
松 村 孝 之	取締役 コンプライアンス統轄部長兼コンプライアンス統轄部お客様サービス室長		
仲 雅 彦	取締役 融資審査部長		
人 見 浩 司	取締役 本店営業部長		
阿 南 雅 哉	取締役 営業支援部長		
岩 橋 俊 郎	取締役 三条支店長		
田 中 晴 男	常任監査役（常勤）		
西 山 忠 彦	監査役（常勤）		
神 出 兼 嘉	監査役（社外監査役）		
中 間 信 一	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 監査役神出兼嘉氏、中間信一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役神出兼嘉氏は、弁護士の資格を有しており、法務等に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役中間信一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当行はコーポレートガバナンス強化のため、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、独立した立場から助言・監督を期待できる適任の候補者の選任を株主総会に提案するには至っておりませんでした。なお、第112期定時株主総会において、社外取締役の選任を提案しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	14	496
監 査 役	4	57
計	18	553

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。  
また、監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与金90百万円ならびに株式報酬型ストックオプション報酬額92百万円を含めております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額150百万円以内）は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において決議いただいております。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は77百万円であります。
4. 支給人数には、平成26年6月27日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
神 出 兼 嘉	11年9か月	当期開催の取締役会（13回）及び監査役会（15回）の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
中 間 信 一	9年9か月	当期開催の取締役会（13回）及び監査役会（15回）の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

### (2) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	2	13

#### 4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株 式 数 発行可能株式総数 1,000,000千株  
 発行済株式の総数 379,203千株  
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 9,760名
- (3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	15,169 <sup>千株</sup>	4.01%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	13,393	3.54
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	12,501	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,059	2.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	9,447	2.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	8,077	2.13
京 セ ラ 株 式 会 社	7,980	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,708	2.03
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	7,512	1.98
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	6,590	1.74

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（1,319千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①新株予約権の割当日 平成20年 7月29日 ②新株予約権の数 561個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 56,100株 ④新株予約権の行使期間 平成20年 7月30日から平成50年 7月29日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	8名
	①新株予約権の割当日 平成21年 7月29日 ②新株予約権の数 727個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 72,700株 ④新株予約権の行使期間 平成21年 7月30日から平成51年 7月29日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	8名
	①新株予約権の割当日 平成22年 7月29日 ②新株予約権の数 979個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 97,900株 ④新株予約権の行使期間 平成22年 7月30日から平成52年 7月29日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	9名
	①新株予約権の割当日 平成23年 8月 1日 ②新株予約権の数 1,005個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 100,500株 ④新株予約権の行使期間 平成23年 8月 2日から平成53年 8月 1日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	9名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①新株予約権の割当日 平成24年7月30日 ②新株予約権の数 1,201個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 120,100株 ④新株予約権の行使期間 平成24年7月31日から平成54年7月30日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	12名
	①新株予約権の割当日 平成25年7月30日 ②新株予約権の数 1,092個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 109,200株 ④新株予約権の行使期間 平成25年7月31日から平成55年7月30日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	12名
	①新株予約権の割当日 平成26年7月30日 ②新株予約権の数 1,026個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 102,600株 ④新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	13名
監査役	—	—

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人	①新株予約権の割当日 平成26年7月30日 ②新株予約権の数 218個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 21,800株 ④新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで ⑤権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	10名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 山口 弘志 指定有限責任社員 山口 圭介	61	非監査業務として次の業務があります。 ・行内研修における指導業務

(注) 当行、子会社および子法人等が当行の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は63百万円です。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来たと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

## 7. 業務の適正を確保する体制

当行は取締役会で内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員がその徹底をはかります。そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定しております。
- ② コンプライアンス推進体制として、本部にコンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各本店にコンプライアンス担当者を置き、指導・研修・点検・報告を徹底しております。また、不正行為を発見した場合の行内通報制度を設けております。
- ③ 毎年度、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進をはかるとともに、定期的に進捗状況を取締役に報告しております。
- ④ コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定しております。

- ⑤ 反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。
  - ⑥ 内部監査部署は、取締役会直轄組織とし、各店のコンプライアンス状況を監査し、取締役会に報告しております。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**  
取締役会は「情報セキュリティポリシー」で情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、情報文書等の保存・管理体制を整備しております。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 「統合的リスク管理規程」により、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制を定めております。  
(ア) 市場リスク、(イ) 流動性リスク、(ウ) 信用リスク、(エ) オペレーショナル・リスク（事務リスク、情報セキュリティリスク（情報リスク、システムリスク）、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク）、(オ) 評判リスク
  - ② 地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として「コンテンツジェンシープラン」等を整備しております。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会において役職員が共有する全行的な目標を定めた中期経営計画（期間2～3年）を策定し、それに基づき年度（半期見直し）を期間とする業務運営方針、半期ごとの総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。
  - ② これらの進捗状況について、取締役会において半期ごとに計画の成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行っております。
  - ③ 具体的な業務の遂行にあたっては、行内規程に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととしております。
- (5) **財務報告の適正性を確保するための体制**  
財務報告に係る内部統制については、「財務報告内部統制規程」で基本方針を定め、当行およびグループ各社の財務報告の適正性を確保しております。

**(6) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当行グループ会社の経営に関して、基本事項については総合企画部、人事事項については人事部、日常業務の運営については各個別管理部が管理する体制とし、内規においてその職務分担を明記しております。
- ② グループ各社の業務遂行については、個別管理部長等が各社の取締役となり、取締役会への出席、営業概況報告等を通じて状況の把握、指導を行うほか、半期ごとに資産査定ならびに決算結果について当行の取締役会へ報告することとしております。
- ③ 当行の内部監査部署は、当行およびグループ各社の内部監査を実施し、また、当行の監査役はグループ各社の監査役を兼任しております。これにより、当行およびグループ各社の監査等を横断的に実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**  
内規上、監査役から監査部に指示・命令し、その部員を監査業務のスタッフとして活用できることとしております。

**(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が監査部へ指示、命令した業務の遂行については、監査部員は監査役のスタッフとして「監査役の指示・命令により処理する」ことを職務権限規程に明記し、取締役の指揮・命令系統からは独立した体制としております。

**(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役に対し、常務会・ALM会議・コンプライアンス委員会・非常事態対策本部会議等の重要な会議への出席を求め、それらの会議を通じて、銀行に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、業務執行状況として重要な事項、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、行内通報制度等による通報状況、その他経営上重要な事項を報告します。

監査役から業務および財産に関する報告を求められた場合は、取締役および使用人は、これに応じることとしております。

**(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役を含め役付取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行の経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換するものとしております。

# 第112期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	584,943	預金	6,283,242
現金	78,611	当座預金	262,564
預け	506,331	普通預金	3,191,594
コ一ル口一	34,716	貯蓄預金	84,847
買入金	6,363	通知預金	19,860
商有品	154	定期預金	2,486,056
商有品	78	積	27,542
品	75	その他の預金	210,777
金銭の信託	1,500	譲渡性預金	918,911
有価証券	3,165,149	コールマネー	20,428
国債	1,118,241	債券借取引受入担保金	39,685
地方債	345,722	借入金	54,098
株式	839,669	借入金	54,098
その他の証券	604,357	外国為替	147
貸出	257,158	売却外国為替	147
引手形	4,354,810	その他の負債	68,540
手証	27,785	未決済為替借	1
当座	116,248	未払法人税等	3,892
外国為替	3,755,061	未払費用	5,659
外買取	455,714	前受収益	1,730
その他の資産	3,972	従業員預り金	1,598
外買取	2,247	給付補填金	23
立外外国為替	1,306	融一ス債	10,198
その他の資産	418	資産除去負債	45
未融収	16,078	その他の負債	261
有形固定資産	5,160	退職給付引当金	45,128
建物	4,480	睡眠預金払戻損失引当金	28,487
構築物	6,438	偶発損失引当金	309
その他の有形固定資産	82,884	繰延税金負債	1,130
無形固定資産	30,661	繰延税金負債	130,910
ソフトウエア	43,640	再評価に係る繰延税金負債	30
リース資産	32	支払承諾	14,985
その他の無形固定資産	314	<b>負債の部合計</b>	<b>7,560,908</b>
支払承諾見返金	8,236	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	2,868	資本剰余金	42,103
	2,565	資本準備金	30,301
	10	利益剰余金	30,301
	292	利益準備金	283,685
	14,985	その他利益剰余金	17,456
	△ 25,575	別途積立金	266,229
		繰越利益剰余金	245,875
		自己株式	20,354
		<b>株主資本合計</b>	<b>△ 1,208</b>
		その他の有価証券評価差額金	354,882
		繰延ヘッジ損益	328,676
		土地再評価差額金	△ 2,195
		評価・換算差額等合計	63
		新株予約権	326,544
		<b>純資産の部合計</b>	<b>515</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>8,242,851</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>681,942</b>
			<b>8,242,851</b>



# 連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	585,218	預 金	6,270,209
コールローン及び買入手形	34,716	譲 渡 性 預 金	913,911
買入金銭債権	11,799	コールマネー及び売渡手形	20,428
商品有価証券	154	債券貸借取引受入担保金	39,685
金銭の信託	1,500	借 用 金	54,808
有 価 証 券	3,168,152	外 国 為 替	147
貸 出 金	4,347,459	そ の 他 負 債	84,064
外 国 為 替	3,972	退職給付に係る負債	28,874
リース債権及びリース投資資産	9,454	睡眠預金払戻損失引当金	309
そ の 他 資 産	19,808	偶 発 損 失 引 当 金	1,130
有形固定資産	83,652	繰 延 税 金 負 債	130,903
建 物	31,097	再評価に係る繰延税金負債	30
土 地	43,927	支 払 承 諾	14,985
建設仮勘定	314		
その他の有形固定資産	8,312	<b>負債の部合計</b>	<b>7,559,490</b>
無形固定資産	2,943	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	2,635	資 本 金	42,103
その他の無形固定資産	307	資 本 剰 余 金	30,301
繰延税金資産	1,772	利 益 剰 余 金	290,491
支払承諾見返	14,985	自 己 株 式	△ 1,208
貸倒引当金	△ 30,288	<b>株主資本合計</b>	<b>361,688</b>
		その他有価証券評価差額金	328,898
		繰延ヘッジ損益	△ 2,195
		土地再評価差額金	63
		退職給付に係る調整累計額	△ 207
		<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>326,558</b>
		新株予約権	515
		少数株主持分	7,047
		<b>純資産の部合計</b>	<b>695,810</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>8,255,301</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>8,255,301</b>

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		114,959
資金運用収益	77,871	
貸出金利息	51,574	
有価証券利息配当金	25,804	
コールローン利息及び買入手形利息	285	
預け金利息	3	
その他の受入利息	202	
役務取引等収益	19,058	
その他の業務収益	9,229	
その他の経常収益	8,800	
貸倒引当金戻入益	1,865	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	6,931	
経常費用	5,521	78,682
資金調達費用	2,860	
預金利息	2,860	
譲渡性預金利息	815	
コールマネー利息及び売渡手形利息	73	
債券貸借取引支払利息	50	
借入金利息	692	
社債利息	39	
その他の支払利息	988	
役務取引等費用	6,298	
その他の業務費用	4,770	
営業経費用	60,671	
その他の経常費用	1,420	
その他の経常費用	1,420	
経常利益		36,277
特別利益		10
固定資産処分益	10	
特別損失		322
固定資産処分損	322	
税金等調整前当期純利益		35,965
法人税、住民税及び事業税	9,396	
法人税等調整額	4,511	
法人税等合計		13,908
少数株主損益調整前当期純利益		22,056
少数株主利益		779
当期純利益		21,276

独立監査人の監査報告書

株式会社 京 都 銀 行  
取 締 役 会 御 中

平成27年 5 月 1 日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 圭 介 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 京 都 銀 行  
取 締 役 会 御 中

平成27年 5 月 1 日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 圭 介 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

株式会社 京都銀行 監査役会

監査役(常勤) 田 中 晴 男 ㊟

監査役(常勤) 西 山 忠 彦 ㊟

監 査 役 神 出 兼 嘉 ㊟

監 査 役 中 間 信 一 ㊟

(注) 監査役神出兼嘉及び監査役中間信一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としており、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や今後の経営環境を総合的に勘案するとともに、株主のみなさまへの利益還元を図るため、1株につき6円とさせていただきますと存じます。

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、当年度の配当金は昨年度に比べ1株につき1円増配の12円となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 金 6円

総 額 2,267,304,978円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 13,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 13,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。

なお、定款第24条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴う条数の繰り下げならびに「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴う所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>第24条～第32条（条文省略）</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>（補欠の監査役）</p> <p>第33条 会社法第329条第2項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>第34条～第40条（条文省略）</p>	<p>（社外取締役との責任限定契約）</p> <p>第24条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第25条～第33条（現行どおり）</p> <p>（社外監査役との責任限定契約）</p> <p>第34条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>（補欠の監査役）</p> <p>第35条 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>第36条～第42条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役13名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、コーポレート・ガバナンス機能の一層の強化を図るため、社外取締役2名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	かしはらやすお 柏原康夫 (昭和14年7月14日生)	昭和38年4月 当行入行 平成4年6月 同 取締役営業開発部長 平成5年2月 同 取締役人事部長 平成6年6月 同 常務取締役 平成9年6月 同 取締役副頭取 平成10年6月 同 取締役頭取 平成22年6月 同 取締役会長(現職)	120,604株
2	たかさきひでお 高崎秀夫 (昭和19年11月2日生)	昭和42年4月 当行入行 平成9年6月 同 取締役審査部長 平成10年6月 同 取締役本店営業部長 平成13年6月 同 常務取締役 平成20年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 取締役頭取(現職)	60,188株
3	とよべかつゆき 豊部克之 (昭和27年8月12日生)	昭和52年4月 当行入行 平成17年6月 同 取締役市場金融部長 平成18年6月 同 取締役総合企画部長 平成18年10月 同 取締役総合企画部長兼リスク統轄部長 平成19年6月 同 取締役総合企画部長 平成20年6月 同 常務取締役(現職) 総合企画部、広報部、証券国際部、 海外駐在員事務所担当	25,000株
4	こばやしまさゆき 小林正幸 (昭和28年8月25日生)	昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 同 取締役市場金融部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成24年6月 同 常務取締役本店営業部長 平成26年6月 同 常務取締役(現職) 公務部、市場金融部、東京事務所担当	54,530株
5	いのぐちじゅんじ 井野口順治 (昭和30年11月3日生)	昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 同 取締役秘書室長 平成20年6月 同 常務取締役(現職) 審査部門統括(融資審査部) 総務部担当	24,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
6	ど い のぶ ひろ 土井伸宏 (昭和31年4月25日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 同 取締役人事部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 常務取締役本店営業部長 平成24年6月 同 常務取締役(現職) 秘書室、人事部、金融大学校、監査部担当	28,000株
7	なか まさ ひこ 仲雅彦 (昭和35年6月20日生)	昭和60年4月 当行入行 平成20年6月 同 お客様サービス部長 平成23年6月 同 公務部長 平成24年6月 同 取締役公務部長 平成25年6月 同 取締役審査部長 平成26年4月 同 取締役融資審査部長兼融資審査部融資戦略室長 平成26年6月 同 取締役融資審査部長(現職)	12,000株
8	ひと み ひろ し 人見浩司 (昭和35年11月27日生)	昭和60年4月 当行入行 平成21年6月 同 本店営業部第一部長 平成24年6月 同 取締役総合企画部長 平成26年6月 同 取締役本店営業部長(現職)	12,000株
9	あ なみ まさ や 阿南雅哉 (昭和37年3月27日生)	昭和60年4月 当行入行 平成17年6月 同 本店営業部第二部長 平成23年4月 同 法人部長 平成24年6月 同 取締役法人部長 平成25年4月 同 取締役営業支援部長(現職)	12,000株
10	いわ はし とし ろう 岩橋俊郎 (昭和36年12月12日生)	昭和61年4月 当行入行 平成20年6月 同 総合企画部長 平成24年6月 同 三条支店長 平成26年6月 同 取締役三条支店長(現職)	10,000株
※ 11	なか ま しん いち 中間信一 (昭和17年12月19日生)	昭和52年4月 公認会計士登録 昭和52年6月 税理士登録 昭和53年9月 中間公認会計士事務所 所長(現職) 昭和56年10月 中央監査法人社員 昭和63年6月 同 代表社員 平成17年6月 当行監査役(現職)	6,000株
※ 12	こいしはら のり かず 小石原範和 (昭和20年6月11日生)	昭和39年5月 京都府教育委員会 昭和63年4月 京都府土木建築部用地課長 平成10年6月 同 園部地方振興局長 平成14年6月 同 出納管理局長 平成16年5月 同 企画理事兼危機管理監 平成18年5月 同 副知事 平成22年7月 京都府住宅供給公社 理事長(現職)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 中間信一、小石原範和の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由
- 中間信一氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有し、また、当行社外監査役として10年間の職務経験をもとに、独立した立場からその経験や知見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
- 小石原範和氏は、長年にわたる行政の責任者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
- (2) 責任限定契約の締結
- 中間信一、小石原範和の両氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として、当行は両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたします。
- (3) 独立役員の届出
- 中間信一、小石原範和の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 取締役候補者12名の詳細（略歴、顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 田中晴男、神出兼嘉、中間信一の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
※1	まつむらたかゆき 松村孝之 (昭和29年1月1日生)	昭和53年4月 当行入行 平成22年6月 同 取締役リスク統轄部長 平成25年4月 同 取締役コンプライアンス統轄部長兼 コンプライアンス統轄部お客様サービス 室長(現職)	16,000株
※2	きとうのぶあき 佐藤信昭 (昭和20年1月3日生)	昭和49年4月 検事任官 平成13年4月 釧路地方検察庁検事正 平成14年6月 広島高等検察庁次席検事 平成16年9月 最高検察庁公安部長 平成18年5月 大阪地方検察庁検事正 平成19年8月 弁護士登録(大阪弁護士会) 平成20年2月 サムティ株式会社社外監査役(現職) 平成20年3月 佐藤信昭法律事務所開設(現職) 平成24年6月 株式会社ロイヤルホテル社外監査役(現職) 平成25年6月 西松建設株式会社社外取締役(現職) <重要な兼職の状況> サムティ株式会社社外監査役 株式会社ロイヤルホテル社外監査役 西松建設株式会社社外取締役	0株
※3	いしばしまさき 石橋正紀 (昭和24年7月15日生)	昭和55年8月 公認会計士登録 昭和57年7月 陽光監査法人(現新日本有限責任監査法人)入社 平成2年2月 税理士登録 平成16年7月 日本公認会計士協会常務理事 平成25年7月 税理士法人石橋会計事務所 所長(現職) 平成25年7月 公認会計士石橋正紀事務所 所長(現職) 平成26年4月 西宮市包括外部監査人(現職) 平成27年3月 シークス株式会社社外監査役(現職) <重要な兼職の状況> 西宮市包括外部監査人 シークス株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐藤信昭、石橋正紀の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由
- 佐藤信昭氏は、弁護士として法務に精通しており、その経験および幅広い知見から当行の経営について、客観的、中立的な監査をしていただけるものと期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
- また、同氏は現在、西松建設株式会社社外取締役を兼職しておりますが、平成27年6月下旬に退任予定であります。
- 石橋正紀氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有しており、その経験および幅広い知見から当行の経営について客観的、中立的な監査をしていただけるものと期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
- (2) 責任限定契約の締結
- 佐藤信昭、石橋正紀の両氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として、当行は両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたします。
- (3) 独立役員の届出
- 佐藤信昭、石橋正紀の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 監査役候補者3名の詳細（略歴、顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

以上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

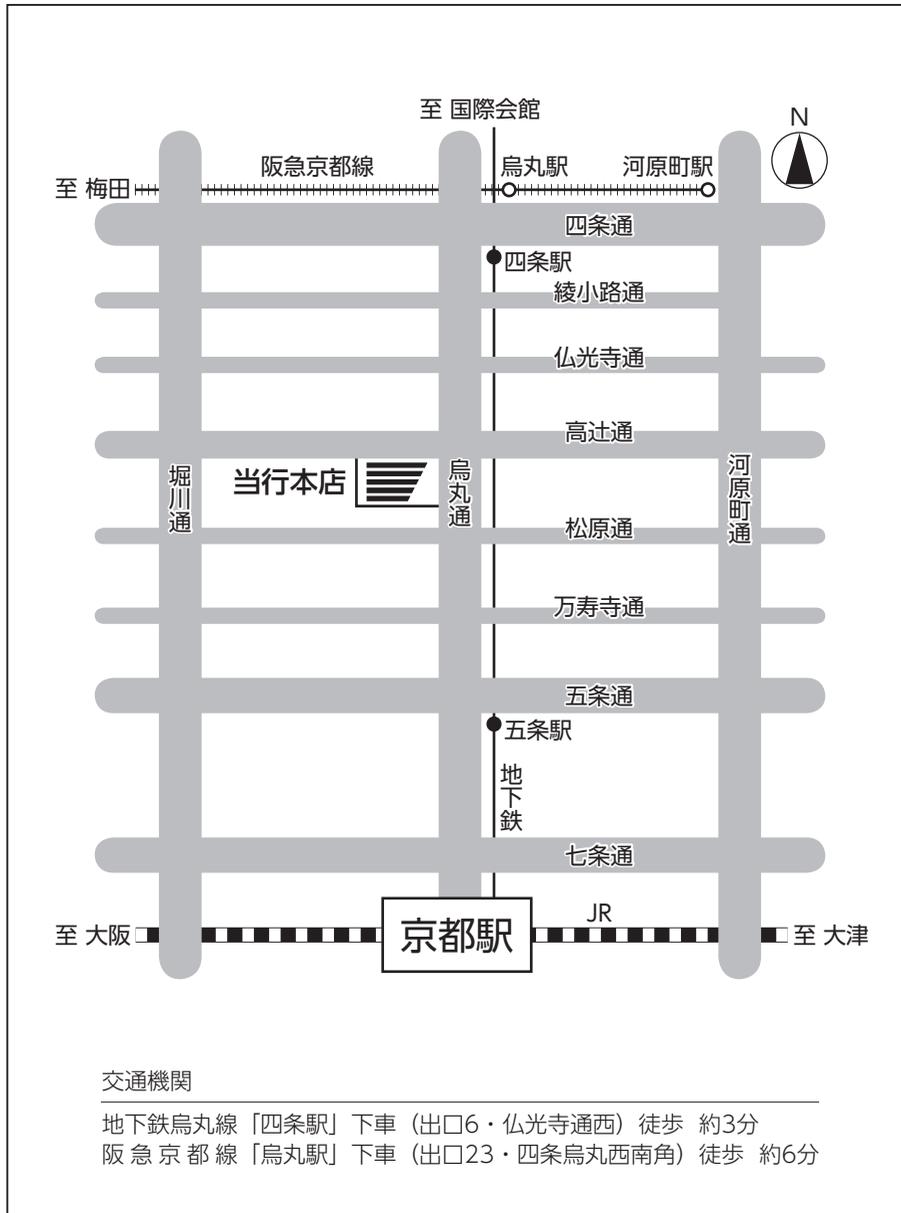
以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）





# 株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。